

保健福祉常任委員会

令和6年12月16日（月）

保 健 福 祉 常 任 委 員 会

定例会名 令和6年第4回定例会
招集日時 令和6年12月16日（月） 午前9時55分
招集場所 市役所 第3会議室

出席委員 7名

委 員 長	遠 藤 憲 子
副 委 員 長	出 澤 大
委 員	柳 井 哲 也
〃	須 藤 京 子
〃	藤 田 尚 美
〃	甲 斐 徳之助
〃	加 藤 政 之

欠席委員 なし

出席説明員

副 市 長	鷹 羽 伸 一
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	石 塚 悟
保健福祉部次長兼 医療年金課長	宮 本 史 朗
障がい福祉課長	富 田 香 織
保 育 課 長	児 玉 裕 子

議会事務局出席者

書 記	安 藤 哲 也
書 記	飯 田 晴 男

令和6年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 保健福祉常任委員会

議案第70号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第76号 指定管理者の指定について

議案第81号 損害賠償の額を定めることについて

午前9時55分開会

○遠藤委員長 おはようございます。

少しお時間早いんですが、皆さんおそろいなので始めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ただいまから保健福祉常任委員会を開会いたします。

本日説明員として出席した者は、副市長、保健福祉部長、保健福祉部次長兼社会福祉課長、保健福祉部次長兼医療年金課長、障がい福祉課長、保育課長であります。書記として安藤さん、飯田さんが出席をしております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第70号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第76号 指定管理者の指定について

議案第81号 損害賠償の額を定めることについて

以上、3件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第70号牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第70号について、提案者の説明を求めます。保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 医療年金課宮本です。おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第70号牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

内容といたしましては、大きく2点ございます。

1点は、令和7年4月1日以降の診療分に関しまして、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未就学児につきましては、医療福祉費の自己負担分を市が支給することができるよう改正するものです。その自己負担分につきましては、一旦医療費機関の窓口でお立替えいただく必要がございますが、後から市がその分をお支払いするものでございます。

もう1点は、児童手当法施行令と特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令が改正になったことに伴う所要の改正でございます。条例の中に、これらの政令の規定のうち、所得に関する部分を引用してございます。今般、政令の改正がございまして、所得の掲載や考え方が変わったんですけれども、医療福祉費制度として、これは御案内のとおり、まずは県の制度であるわけなんですけれども、県としてはこれまでどおりでいきたいと。改正後の政令の基準によって所得制限を厳しくするのではなく、改正前の政令の基準のままでいきたいという方向性がまずございます。一方で、実際の医療福祉費の支給に関しましては各市町村が条例で定めております。そこで、

今回の政令の改正で影響のある部分につきまして、今までどおりとできるよう条例を改正するものでございます。

以上2点につきまして、新旧対照表により改めて御説明を申し上げます。

新旧対照表の1ページ目、中ほどを御覧ください。

左側の現行ではですね、児童手当法施行例第1条とありますのを、右側の改正案では、児童手当法施行例の一部を改正する政令による改正前の児童手当法施行令第1条という文言に、ちょっとはしりましたけれども、そういった文言に改正をしようとしております。このような表現に改正することによりまして、引き続き、従前どおりに制度を保っていこうということでございます。ほかにもそういった箇所がございます。

また、新旧対照表の2ページの中ほどですが、改正案では、第4条の2という新しい条文を追加する内容となっております。こちらを追加することによりまして、先ほど御説明申し上げました医療福祉費の自己負担分を市が支給することができるようになるというようなことでございます。

説明は以上でございます。

○遠藤委員長 これより、議案第70号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。須藤委員。

○須藤委員 それでは、何点か質問をさせていただきたいと思います。

議案の勉強会等でもちょっと伺っているところではございますが、まず1点目、この未就学児の自己負担をゼロにするために、医療費全体ではどのくらい牛久市が増額となるのか、その点。

それから、こうした制度を設けるということは、大変よその子育て施策を充実させているところでは行っていることで、この点は評価したいと思いますけれども、支給に当たっての方法等についてちょっとお伺いしたいと思います。

まず、もう1点が、このことによりまして、いわゆるちまたでよく言うコンビニ受診、重複の受診が増えるのではないかと。私事で恐縮ですが、私も一つ納得がいかない、お医者さんで診ていただいたときに納得がいかないものを、別なセカンドオピニオンというような形でほかのところでも診ていただいた経験あるんですけれども、こういうことはまま起こることだと思いますので、適正な医療の支給という面から見て、そういうのをどういうふうに追跡というか、適正化につなげていくのかということです。

それから、あと申請に関しましてもう一つ、1回窓口での立替えという方法を取られたんですけれども、この立替えという方法を取らないといけないのかということについてでございます。

それから、もう1点となりますけれども、申請の方法ですけれども、全協でもお話をいただきましたけれども、県内医療機関を受診した場合、申請手続初回のみということになっているんですが、これどういう方法を取るのかということと、それから、あと世帯にいわゆるその兄弟児がいた場合、それぞれで行うことになるんだろうと思うんですが、それがそのときに世帯で申請するようなことになるのか。それから、兄弟児に、その家庭によっては障害がある子がいたりとかといって若干の違いというか、もともとあるのかなというふうに思っているんです。初診料とい

う形ですから、そうそう変わらないのかもしれないです。その辺、申請に関してお伺いします。

それから、これは医療機関で初回を行うのか、窓口、こちらに来て来庁での申請となるのか、ウェブでの申請になるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上です。

○遠藤委員長 大丈夫でしょうか。保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 数点の御質問に順次お答えしてまいりたいと思います。

まず、1点目の無償化に要する費用というか、予算ということでよろしゅうございますでしょうか。今度の来年の4月1日からということで行いますけれども、今、一つ試算試みの計算によりますと、令和7年度の診療分として見込まれる費用はおよそ2,900万円ということでございます。ただし、実際に令和7年度予算として盛り込むのは、およそその半分、1,500万円ぐらいというふうに見込んでございます。と申しますのは、お支払いのタイミング時期ですね、例えばなんですけれども、4月、5月、6月分の診療分をまとめて10月にお支払いするような、少し時差がございますので、令和7年度の10月以降の診療分につきましては、実際のお支払いが翌年度、令和8年度になります。ですから、必要となる費用はということであれば、およそ2,900万円というお答えにはなるのですが、令和7年度予算としてはその半分ということの意味での御説明でございます。

2点目ですね、コンビニ受診という単語もございましたけれども、私どもといたしましても、やはりそういった事態はあり得るだろうということは正直思っております。先行して自己負担分の無償化をやった市町村なんかにも問合せといいますか、確認をいたしましたけれども、そういった部分はあるような話ではございましたので、そこはあると思います。

ただ、一方でですね、それがコンビニ受診、乱受診なのか、あるいはその適正な医療なのか、なかなかこれは見極めが難しゅうございまして、過度に制限したことによってですね、身体、生命に影響があっても当然これいけませんので、なかなかちょっと適正化、追跡というのは正直ちょっと難しいところがあるというのが率直なところでございます。

それから、3点目の一度窓口で立替えをしないと駄目なんだろうという御質問なんですけれども、こちらにつきましてはですね、県内一斉の制度ではございませんので、システム的な問題等もありまして、先行している自治体においてもですね、一旦はお立替えをいただいて、後からお返しするという方法を取っているということでございまして、それしかちょっとやりようがないというところでございます。

それから最後、初回のみ手続が要するというのはどういったことかという部分なんですけれども、今回、条例がもし可決された後にはですね、こういったことが春からありますという御案内、御説明を兼ねてですね、こちらからお振込すべき銀行口座の登録をお願いするような文書をお送りする予定であります。それがいわゆる初回の手続ということでございまして、一旦銀行口座こちらで把握し確認することができれば、基本的には県内医療機関を受診した場合であればですね、あとはレセプトが来て、それを見て、こちらで半ば自動的にお支払いができるという部分でございまして、初回のみ手続が要するというのはそういった意味でございます。

県外受診の場合ですとか、窓口負担が少なかった場合というのは、どうしても都度都度市役所のほうへお越しいただいたり、郵送でも大丈夫なんですけれども、ということは生じますけれども、県内医療機関受診した場合の初回のみというのはそういった意味でございます。

世帯単位か、対象者単位かというのはちょっと確認しないと分からないんですが、恐らく対象者単位かなとは思っております。結局、上のお子さんが7歳になった、8歳になったというときにですね、下のお子さんのデータも残さないといけませんので、そういったことかなと思っております。

以上でございます。

○遠藤委員長 須藤委員。

○須藤委員 これは質問というよりはお願いというか、ことになると思うんですが、個々の家庭に特に立て替えていただいた医療費分を支給するということで、御案内に際してはいろいろな意味でプライベートな情報がかかってくると、単位が世帯にはならないと思うと私も感じているので、対象者ということになると余計そうした情報の取扱い管理、大変恐縮ですが保健福祉部、このところいろいろな問題が生じております、郵送の件に関しましても。ですので、その点は重々御留意の上、作業に当たっていただきたいということで、これはお願いでございます。

○遠藤委員長 須藤委員、今のは要望というか、答弁はよろしいですね。（「はい」の声あり）
ほかに質問はございませんか。

以上で、議案第70号に対する質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第76号指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第76号について、提案書の説明を求めます。障がい福祉課長。

○富田障がい福祉課長 障がい福祉課の富田です。よろしくお願いいたします。

議案第76号の指定管理者の指定につきまして、説明をさせていただきます。

こちらは牛久市こども発達支援センターのぞみ園の指定管理者候補者の選定についてでございます。

概要といたしまして、牛久市こども発達支援センターのぞみ園の設置及び管理に関する条例に基づきまして、牛久市こども発達支援センターのぞみ園の指定管理者を公募した結果、1社の応募がありました。

牛久市こども発達支援センターのぞみ園指定管理者選定委員会にて審査をした結果、指定管理者候補者を次のように選定いたしましたので、今回、定例会に議案を上程させていただきましたものになります。

こちら指定管理者の募集から選定までのスケジュールでございますが、9月の2日から13日にかけて募集要項等の配付、広報紙及びホームページの公募を行いました。9月の17日から27日にかけて申請書類の受付を行いました。説明会は9月19日に開催いたしまして、参加1団体がございました。その後、10月24日に指定管理者選定委員会におきまして、指定管理者候補者を選定させていただきました。

指定管理者の候補者は、社会福祉法人牛久市社会福祉協議会です。

指定管理期間といたしましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となります。

以上でございます。

○遠藤委員長 これより、議案第76号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員 それでは、指定管理を選定するに当たっての、いわゆる契約を結ばれる仕様書というか、公募の要件のところでございますけれども、もう今の段階ではホームページ上にこの募集要項は削除されているので確認できなかったんですけれども、管理運営業務の中でこれまでといわゆる違った点、こういうものを盛り込んだとかというようなもの、変更があるのかどうかということと、それから、その仕様書の中でその事業を行っている法人に対して、市が予告なしの立入検査というか、そういうようなものはできるような条項は盛り込まれているのかということについて伺いたいと思います。

○遠藤委員長 障がい福祉課長。

○富田障がい福祉課長 それでは、まず第1点目の今回の要項につきまして、前回以前と違った部分、追加の部分はあるのかということでございますが、こちらですね、仕様書の中に業務を実施するに当たっての注意事項という項目がございます。その注意事項の中で、今後、この指定管理期間の5年間の間に、改めまして児童福祉法で規定しております児童発達支援センターが設立されることがあった場合には、この指定管理の事業内容ですとか、期間の短縮等々についても協議される場合がございますということで一言盛り込んでございます。

それから、2点目の予告なしの立入検査ということなんですが、こちらは上位法のほうの指定のほうになりまして、児童福祉法あるいは障害者総合支援法、社会福祉法、こういったところのほうから何か利用者あるいは内部通報等があった場合につきましては、この事業所の指定自体が茨城県が行うものでございますので、茨城県と一緒に協力しながら立入りをするということがございます。

以上です。

○遠藤委員長 須藤委員。

○須藤委員 今の段階でのこども発達支援センターという業務は、児童発達支援センターの位置づけとは若干ちょっと違ってくるので、そういう一文が入っていればということで理解はいたしました。

ただ、なかなかその児童発達支援センター場所選定から始まり、なかなかこの間進んでこなかったという中でいうと、いわゆるその、今、児童発達支援事業所は増えている中で、のぞみ園がこれまでの牛久市の療育の部分での大きく支えてきた点を鑑みますと、もう少しいわゆる他の新しく起きてきた放課後デイをはじめとするような事業所さん等の連携等も、牛久市内で療育の核となるような事業所というような立ち位置も、私は児童発達支援センターが設置されていない以上、のぞみ園の中にそうした文言が入ってもいいのではないかなと、議会の中で児童発達支援センターについて、この保険福祉常任委員会でもいろいろと議論をしてきたという経緯を踏まえる

と、現行の中でそうしたことも加味されてしかるべきではないのかなというふうに個人的には思っているところなんです、その点について部内で討議されたことはあるのかということについてお伺いいたします。

○遠藤委員長 障がい福祉課長。

○富田障がい福祉課長 児童発達支援センターがなかなか設置が難しいという中で、現行ののぞみ園を中核となる事業所として位置づけることにつきましては、部内のほうで協議のほうをこの夏以降に進めております。

この児童発達支援センターが設置できない自治体というのが全国的にも過半数を占めているこの状況の中で、国のほうでもそういったセンター機能をちょっと分散させて、センターではないが、同様のほかの事業所への指導ができたりですとか、地域の中心となる事業所については、それ相応の位置づけをすることができるようになり切替わってきてございます。次年度に向けて、のぞみ園をそういった児童発達支援センターではないが、地域の中核となる事業所ということで、県のほうにも届出ができるように、今、担当課のほうで調べのほうを進めている状況でございます。

以上でございます。

○遠藤委員長 ほかに、質疑及び意見のある方はございますか。副委員長、出澤副委員長。

○出澤副委員長 この指定管理者の制度について、ちょっとお伺いします。

これまで牛久社協以外の団体からの応募があったのかということについてと、同じく牛久社協以外が指定管理者に選定されたことがあるのかという2点をお伺いします。

○遠藤委員長 障がい福祉課長。

○富田障がい福祉課長 では、まず1点目の今回の指定管理者の公募につきまして、ほかの法人さん等々からのお問合せがあったかというところでございますが、この指定管理者の指定の要件の中に、市内で実績を持って、児童発達についての実績を持っている社会福祉法人という縛りがある関係で、今回、正式な応募ということになったのは社会福祉協議会さん1つということになります。のぞみ園のほう、これまでも指定管理になる前のスタートのところから、社会福祉協議会さんへの業務の委託というような形で始まっている関係で、これまで長らく社会福祉協議会さんのみとのやり取りということになってございます。

以上です。

ただですね、指定管理者の指定につきましては、議員おっしゃいますように、今時点で児童発達支援というのが、市内にのぞみ園も含めて13事業所ございます。令和に入ってから、10か所増えているんです、10事業所増えています。ですので、今後、次の5年間を見据えて、その次を考える中では、例えば、社会福祉法人という縛りのほうを少し変更してということも、次の期間の中では考える必要が出てくる部分かというふうに認識してございます。

以上です。

○遠藤委員長 出澤副委員長。

○出澤副委員長 これまでののぞみ園の運営に関しては、須藤委員からもその経緯というの、こ

れまで結構詳しく聞いてきまして、ただ、僕のほうにはその今おっしゃった、その民間の発達支援センター、発達事業を行っているところからの声として、ちょっと民業が圧迫されているのではないかなというような声も聞こえているのも実際なんですね。なので、この辺のバランスをどう変えるのか、ちょっとそれについても1点教えてください。

○遠藤委員長 障がい福祉課長。

○富田障がい福祉課長 現在、13か所の児童発達支援、未就学児の支援の事業所があるということでお話をさせていただきました。

各事業所のほうにそれぞれの特徴がございますので、こちら市のほうでは保健センター、あるいは障がい福祉担当部署のほうから通所の相談があった際には、こういった事業所がありますよということで選んでいただけるように御案内をさせていただいているところです。

ただ、今の時点ですと、13事業所が全て横並びという関係になってございます。事業所さん同士の資質向上、こういったところですかはこれから検討していく部分になってまいりますので、その部分は今後はちょっとのぞみ園さんのほうが次年度以降ですね、市の中核となるところということで、全体の底上げを図っていく中で各事業所が力をつけてきたら、また次の展開が見えていくかもしれないかなというふうに感じております。

以上です。

○遠藤委員長 ほかに質疑及び意見のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 以上で、議案第76号に対する質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第81号損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議案第81号について、提案書の説明を求めます。保育課長。

○児玉保育課長 保育課児玉と申します。よろしくお願いいたします。

議案第81号損害賠償の額を定めることについてについて御説明いたします。

概要としまして、令和6年9月6日午後2時50分頃、つつじが丘保育園職員用駐車場として使用しております牛久市青果市場駐車場にて、保育課職員が刈払い機にて除草作業中に、複数の小石を飛散させ、隣接する道路で信号待ちのため停車中であった車両に接触し、同車両を損傷し、損害を与えたものであります。当事者と示談し、損害額につきましては令和6年11月23日に修理の完了に伴い、130万5,260円と損保会社を通じて報告されております。過失割合は市100%であるため、損害賠償額につきましては130万5,260円、全額保険金補填となるものであります。

以上です。

○遠藤委員長 これより、議案第81号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員 損害賠償の額そのものについては、私には内容が適切なんだろうというふうに理解をいたしております。

ただ、この原因となったことにつきまして、職員が利用する駐車場で保育課職員が除草作業中

ということでした。こういうことは普段も行っていることなのか。なおかつ、刈払い機を使っての除草ということで、刈払い機はかなり、職員の方は男の方だったのか、女の方だったかちょっと分かりませんが、かなり危険なんですよ。やはりこうした小石とか、木に当たったりすると、その破片が飛び散ったりということで、使うに当たっては安全教育をすることが多分求められていると思うんですけども、その辺が職員、どういう立場の職員がこういう作業を行ったのか。そして、そういう安全教育ができたのか。これ車だから傷で済みましたけれども、歩行者に当たった場合だったらどうだったのかなということを考えてみると、やはりそういう作業に精通した職員ではない者が、いわゆる何ていうんですか、除草作業とか、そういうのに精通したような職種の人ではない、保育に関する職業の方がやるのではちょっと荷が重いのかなというふうにも思ったりして、その辺の状況について確認をさせていただきたいと思います。

○遠藤委員長 保育課長。

○児玉保育課長 ありがとうございます。

今回、当該職員として立場である方につきましては、保育課の会計年度任用職員、作業員枠として採用している2名でありました。こちらの2名につきましては、刈払機取扱作業者講習の受講を済んでいる方で、当然、安全確認であったり、刈払い機の取扱いについては十分な知識があった方でありました。にもかかわらず、こういったことになってしまいました。基本的に仮払い機の取扱いをする際には2名1組で、防護ネットをした上での作業としているところです。ただ、この事故発生時においては、たまたま単独にて作業を行ってしまっていたということで、このような結果になってしまったという報告を受けております。

以上です。

○遠藤委員長 須藤委員。

○須藤委員 すみません。保育課職員とて書いてあったので、保育課職員の中に作業員枠で雇用している方がいらっしゃるということ存じておりませんでしたので、ちょっととんちんかんな質問だったかと思いますが、そういう方であっても、やはり上手の手から水が漏れるというようなこともあろうかと思しますので、今後とも御注意のほどをお願い、要望をいたして終わりにしたいと思います。

○遠藤委員長 ほかに質疑及び意見のある方はございますか。出澤副委員長。

○出澤副委員長 須藤さんの質問にもちょっと重なるんですけども、今回、その作業中に飛散防止策というか、というのを取っていたのということと、それと前提において130万円というかなり高額な修理代となっていますけれども、これは修理の内容はね、須藤さんおっしゃったようにあまり問題ではないんですけれども、その左フロントフェンダー、左前後ドア、左ギアのフェンダーの多分全交換と、それに伴う代車代について、これぐらいの高額になってしまったというふうに思うんですけども、例えば、賠償責任保険に加入したりということはしていなかったのかということについてお伺いしたいです。

○遠藤委員長 保育課長。

○児玉保育課長 市としまして、こういった件に対応するために全国市長会市民総合賠償補償保

険、こちらに加入しております。ですので、今回におきましても、こちらの保険を使用しております。

以上です。

○出澤副委員長 例えば、防護ネットをしたり、飛散防止というのはされていたという認識でよろしいでしょうか。

○遠藤委員長 保育課長。

○児玉保育課長 基本的には、そのような体制で2名1組でやっているところですが、このときのみについては、ちょっとした時間のタイミングで、そういった時間が生じていたとの報告を受けております。

○遠藤委員長 ほかに質疑及び意見のある方はございませんか。藤田委員。

○藤田委員 すみません。確認なんですけれども、この会計年度2名の職員というのは、つつじが丘保育園の職員なのか。それとも、公立栄町、下根、この3園を、この作業員がこの除草作業など取り扱っているのか伺います。

○遠藤委員長 保育課長。

○児玉保育課長 こちらの作業員につきましては、公立3園を毎日状況によって草刈りをしたり、屋内のお掃除であったり、全般的な作業をしている職員となっております。

○遠藤委員長 よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございますか。質疑及び意見のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして、順次採決をいたします。

採決は、挙手により行います。

まず、議案第70号牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号指定管理者の指定については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第 81 号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、執行部提出議案についての審査は終了いたしました。

ここで執行部の方は退席されても結構です。

次に、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本委員会の継続調査事項でありますケアラー・ヤングケアラーの支援について及び児童発達支援センターについては、現在調査を行っているところであり、今後も継続して調査をする必要があります。

については、委員長としては、引き続き本件について継続調査といたしたく存じます。

お諮りいたします。ケアラー・ヤングケアラーの支援について及び児童発達支援センターについてを調査事項とし、本委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、ケアラー・ヤングケアラーの支援について及び児童発達支援センターについてを本委員会の閉会中の継続調査とすることに決しました。

ただいま継続調査することに決しました案件につきまして、本委員会は議長宛て閉会中の継続調査の申出をいたします。

次に、ただいまの継続調査の案件及び付託案件以外の所管事項について、御意見がある方は御発言願います。出澤副委員長。

○出澤副委員長 今の委員長の閉会中審査のことについてなんですけれども、遠藤委員長の一般質問において、執行部のほうはヤングケアラーの条例の策定については否定的だという御答弁があったものですから、これ委員会としてはこれどうするのかということについて、やっぱりもうちょっと議論しておかないといけないと思うんですね。その辺、皆さん意見、委員の皆さんの意見をお伺いしたいと思います。

○遠藤委員長 今、出澤副委員長からケアラー・ヤングケアラーの件ですね、それについてもう少し調査をしていくというか、という御意見があったようなんですが、もっと深めるという意味での質問ですか。

○出澤副委員長 はい。遠藤委員長……。

○遠藤委員長 すみません、出澤副委員長。

○出澤副委員長 遠藤委員長の一般質問において、執行部のほうからはケアラー条例については作成するつもりはないという御答弁があったので、これ、そのヤングケアラー条例どうするかについてももうちょっと議論、委員会で議論しておかないと、閉会中審査といっても全く話が進まない状況において、ちょっとあまり意味がないものになってしまうので、そこをどうするのか、委員会としてはどうするかということをもうちょっと議論しておきたいと思いますが、皆さんの意見を伺いたいと思います。

○遠藤委員長 もう少し議論をしていく方法というか、それについての御意見だと思いますが、ほかの方はいかがですか。須藤委員。

○須藤委員 その他ではなく、閉会中審査の件をもう 1 回きちんと話題に、話題というか、取り

上げるということで発言してもよろしいですか。

私も出澤副委員長と同意見でございまして、閉会中審査として継続することはもちろんのこと、委員長の御提案でもそうですから異存はないんですが、やはりその中をどうするのかということにつきましては、出澤副委員長と同様の意見持っております。

委員長が個人、一議員として一般質問で取り上げてくださって、あのような答弁でしかなかったということは非常に問題であるというふうに、私もあれを聞いていて思いましたので、この委員会として条例提案をするぐらいのところまで持っていかなければいけないのではないかなというふうに考えたところですので、そうしたことをやっていけたらばよろしいのではないかなというふうに思っておりますが、これは今まだ委員会閉めていない中で発言してよろしいのかどうか分からないので、もし不適切であれば削除してください。

以上です。

○遠藤委員長 今、須藤委員のほうから、条例提案という大変重い意見が、重いというかね、いろいろと調査をする内容について深める内容の御意見がございました。この保健福祉常任委員会として議論をしていくというのは皆さん御異議ないと思うんですが、最終的にそういうような方向性を持っていくということでは、この委員会のやはり調査項目として大変範囲が広くなると思うんですね。その辺についても、今までの、これ委員長はいろいろと言っているのかどうか私もあれなんですけれども、今まで視察研修をしながら、各いろんな自治体のその条例などを参考にしながら、牛久でもそういうような状況が実現できたらなという思いが皆さんもおありだと思うので、その辺を議論をしていく方向ですね。その辺をどういうふうに私たちだけでできるのかどうかですね。どういようなやり方があるのかを、もう少し皆さんから御意見をいただいて、少し煮詰めたいと思うんですが、もし御意見があれば、副委員長、私の委員長で、皆さんの御意見を取りまとめて、ちょっと少し一歩方向性を踏み出したいと思うんですが、いかがでしょうか。

柳井委員。

○柳井委員 この間の遠藤議員の一般質問なり見ていて、やっぱり執行部とこの委員会が今の状況で進んでいくのというのはどうかなと私は見ているんですよ。これ進めるのであれば、執行部も含めて勉強会をやるとか何かという方向だったら建設的かなと思うんですが、いずれ結果はいずれにしてもね、だけど、別々に進むのはちょっといかがなものかと思っは私の意見ですよ、あくまでも、そうは思っています。

私が、例えば、ヤングケアラー、ケアしていたとすると、私は他人に何ていうの、学校であれ、市役所の職員であれ、いろんな民生委員であれ、干渉されるのは私だったら嫌だなと思うんですよ。自分がね、弟とか、母親の面倒見ている立場だったら、あれこれやられるのは。これは苦しい問題があってもね、個人個人いろんな人がいるだろうし、そこはちょっとね、いろいろ私自分のことと考えるとうんと思うんですが、それを社会への目から見て、でもかわいそうだから助けようという制度はすばらしいものだと思うんですが、難しい問題だなと私はいつもね、ヤングケアラー問題は思っています。自分がその立場だったらどうかなと思って、貧乏であつてもね、他人にこの自分の家のことをあれこれされるのは、うんと自分では考えちゃって、いつもこの問題

はきついです。

以上です。

○遠藤委員長 今、柳井委員から、執行部と勉強会という形ならば、進める方向としてもいいのではないかという御意見いただきました。

ほかの方はいかがでしょうか。出澤副委員長。

○出澤副委員長 私も、柳井委員がおっしゃっていたことはよく分かるんですね。

ただ、その執行部と勉強会をやるにしても、委員会としてはどういう方向で出してくるかというところは、まずは方向性を出していく必要あるんじゃないかなと思っています。その上で、執行部と共にね、前に進めていけばいいんじゃないかなというふうに考えますので、我々委員会としてはどのように考えるのかということを、意思統一をしておきたいなというふうに私は考えました。

それと、柳井議員のもう1点のケアラーの立場だった場合等については、実際、今民間でNP
○やね、そういったことで動いていらっしゃる方がいて、そういった方々もぜひともそういった条例ができてほしいと望んでいる状況があるので、我々はそれに応える義務があるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひともそのあたり前向きに考えていけたらいいんじゃないかと思っています。

以上です。

○遠藤委員長 今、出澤副委員長のほうからも、民間でこのヤングケアラーに携わっていらっしゃる方からも条例をという御意見もいただいているということなので、私どもはここずっとヤングケアラーの問題についていろいろな先進地の視察をしてきた、その一つというのはやっぱり条例制定というのがあったと思うんですね。今までの中では大変ハードルが高いというのも、今回の市長やほかの方の答弁でも分かると思うんですが、やっぱりここで立ち止まるのではなく、やはり進めていく方向で委員長としては進めたいというふうに思っています。条例制定が必ずしも終着では、終わりの点ではないんですがね。やはりそのことを委員会としてもそうだし、あと、市にもそういうような方向性を持っていただきたいというのが一つの方法ではないかということ、委員長として考えておりますがいかがでしょうか。

それでは、今、いろんな方から御意見いただきましたので、もしそれ以外の御意見等ありましたら、委員長または副委員長のほうに御意見を出していただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時47分開議

○遠藤委員長 再開いたします。

今、皆様からいろいろな御意見がいただけたんですが、今回は継続調査の件と及び付託案件についての最初にその皆さんからの御意見をいただいたものなので、それ以外、今いろいろな方か

らいただきました案件については、それ以外として、まず一旦はこの委員会を閉めなきゃいけないということなので、ちょっとやり取りが不慣れで御迷惑をかけますが、すみません。よろしくお願いします。

それでは、次に本委員会における議案審査に係る審査委員長報告の作成についてをお諮りいたします。

委員長報告書の作成は、委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は、委員長一任と決定をいたしました。

これをもちまして、保健福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時49分閉会